# 犬山市

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、 ポストコロナを踏まえた新たなビジネスや サービス、生産プロセスの導入等の取組を支援します

# 小規模事業者設備投資等補助金

第3波の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、小規模事業者が感染症予防、事業収益減少に対応していくため、新たな事業展開として間仕切り等感染対策、商品開発や販路開拓に対する設備投資等に必要な経費の9/10を補助します。補助額上限50万円。

さらに<u>新たな事業展開に必要な消耗品や事業PRに必要な経費の1/2を別枠補助</u>します。 補助額上限それぞれ10万円。

### 1. 応募要件

- ①新型コロナウイルス感染症への対応等を目的に、市内の事業所で設備投資等を行う者。
- ②市内に事業所を有し、当該事業所において1年以上継続して事業を行っている者。
- ③常時使用する(短期、季節、短時間雇用を除く。)従業員数(会社等の役員、個人事業主及び その家族従業員を除く。)が20人(商業・サービス業(宿泊業を除く。)にあっては5人) 以下である者。
- ④当該設備投資等事業について、犬山商工会議所の指導、助言を受けている者。
- ⑤医師、歯科医師、助産師、組合、一般社団法人、医療法人、宗教法人、※NPO法人、学校法人、 農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等でない者。
- ⑥市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税)が未納でない者。
- ※法人税上の収益事業を行っている認定特定非営利活動法人でないNPOは、応募要件に該当します。

## 2. 補助の内容

#### ①設備投資

- 例:現金のやり取りを減らすため、キャッシュレス決済 端末を導入
  - : 商品提供待ちによる密閉・密集・密接を防ぐため、 お客様のお呼び出しシステムを導入
  - : 飲食店が、「美味しかったので、インターネットでも販売して欲しい」という顧客の声に対応するために、真空パック包装機の購入やECサイトを構築
- ・補助限度額 1事業につき50万円
- ・補助率 9/10以内
- ・対象とならない設備
  - ⑦令和3年1月31日以前に設備投資に着手したもの
  - ⑦老朽化した設備等の更新
  - の車両、中古の設備
  - ②取得価格が3万円に満たない設備
  - ②設備投資等に直接要する費用(補助対象経費) が15万円に満たない取組

## ②消耗品(別枠)

例:旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を テイクアウト化するための弁当パック購入費

- ・補助限度額 1事業につき10万円
- 補助率 1/2以内
- ③広告宣伝(別枠)

例:旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を テイクアウト化。そのPRチラシの作成費

- ・補助限度額 1事業につき10万円
- 補助率 1/2以内
- ※②③のみの事業は補助対象としない。
- ※ 感染リスクの低下に結び付かない取組や 単なる周知・広報のためのHP作成等は 対象外となります。

## 3. 申請方法

- ①申請受付期間 令和3年2月1日(月)~9月30日(木)
- ②申請書類
  - (1) 犬山市小規模事業者設備投資等補助金 交付申請書(様式第1)
  - (2) 経営計画書(様式第2)
  - (3) 補助対象事業計画書(様式第3)
  - (4) 支援計画書(様式第4) (犬山商工会議所が発行したもの)
  - (5) 市税の未納がないことの証明書
  - (6) 誓約書 (様式第5)

- (7) 設備投資等の内容が分かるもの (カタログ、見積書、図面など)
- (8) 法人登記事項証明書(全部事項証明書)
- (9) 直近の確定申告書(写し)
- ※ 申請には事前に犬山商工会議所経由の 取組の内容及び設備投資内容の照会 が必要です。

# 4. 審杳

申請のあったすべての事業について、審査を行い採否を決定します。

お問い合わせ 犬山市経済環境部 産業課 商工担当 電話:0568-44-0340 犬山商工会議所 中小企業相談所 電話 0568-62-5233